

町長の 今日



8月6日、町公民館第3研修室で陶芸窯新倉庫落成式であいさつをする住永町長

7月16日から8月15日までの

主な動き

7月

- 16日：異動辞令交付
課長会議
テクノリサーチパーク内企業等連絡協議会
フォーラム
- 17日：人間ドック（～18日まで）
- 19日：民生委員・児童委員協議会例会
- 22日：県国民健康保険団体連合会通常総会
- 23日：熊本中央広域事務協議会
上益城食品衛生協会益城支会通常総会
- 25日：阿蘇くまもと空港国際線振興協議会通常総会（～27日まで）
- 30日：陳情
- 31日：県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会
・臨時議会

8月

- 1日：事務連絡会議
行政改革推進本部会議
町社会福祉協議会理事会・評議員会
高遊原南消防組合議会定例会
- 2日：町シルバー人材センター報告会
熊本サントリー会
- 3日：小峯町内夏祭り
- 6日：身体障害者福祉協会の清掃作業に対するお礼
陶芸窯新倉庫落成式
陳情
- 9日：決算審査報告
益城・嘉島・西原環境衛生施設組合議会定例会
- 12日：臨時議会
県行幸啓奉迎委員会結成式
- 15日：県戦没者追悼式

●成年後見制度とは

本人に代わって財産を管理したり、判断を助けたり、本人が行った本人に不利な行為を取り消したりして本人を守る役割を持つ人（成年後見人など）を付けるのが成年後見制度です。

この成年後見人は、本人の権利に大きな権限を持つので、その選任や後見業務の監督には、すべて家庭裁判所が関与します。

●法定後見制度

本人の判断能力に支障が生じた際に、家庭裁判所が申し立てを受けて行うのが法定後見の制度です。判断能力の支障の程度により「後見」「補佐」「補助」の三つのパターンがあります。家庭裁判所への申し立ては本人や一定範囲の親族が行いますが、身寄りのない人については市区町村長が行うこともありま

かしこい消費者

長寿時代に生きる

成年後見制度を使う

熊本県消費生活センター ☎383-0999
 役場住民生活課 消費生活相談窓口 ☎286-3111 内線111・112
 消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792
 富田セツコ ☎286-6525 吉村静代 ☎286-5914

●任意後見制度

本人が、自ら備える「任意後見」という制度もあります。本人と、後に後見人となる人が、「任意後見契約」という契約を結び（公正証書で契約する）、判断能力が低下した時に、契約した「任意後見人」が契約に従って本人を代理し、財産管理を行う制度です。

（国民生活センター発行「まらしの豆知識」より）

法定後見

	後見	補佐	補助
対象者	判断能力が欠けている	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長など		
申立時の鑑定	原則必要	原則必要	不要（診断書必要）
申立時の本人の同意	不要	不要	必要
本人を守る方法	代理権・取消権	重要行為への同意権・取消権 申立により代理権（本人同意必要）	申立てにより重要行為の一部について同意権・取消権 申立により代理権（本人同意必要）